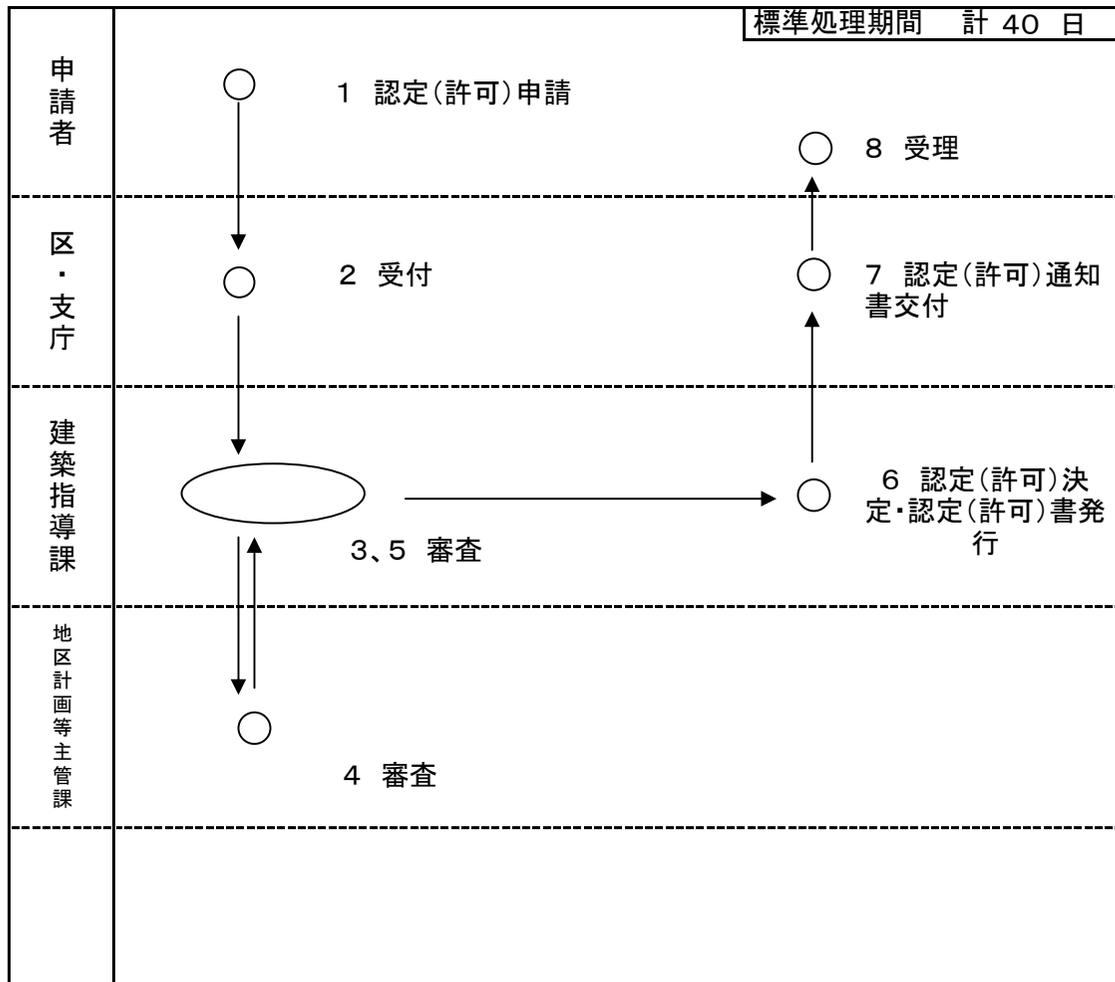


事務処理フロー図

事務名 防災街区整備地区計画の区域内における容積率の特例に係る認定等(※)

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課指導係 電話30-745~748

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	認定申請	申請者は、受付窓口(区、支庁)に申請書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適法なものは、手数料を徴収の上、受け付けます。
3、5	審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行うとともに、地区計画等の主管部署に意見照会を行います。
4	審査	地区計画等の主管部署としての意見を決定したうえ、回答します。
6	認定(許可)決定・通知書発行	認定(許可)を決定し、通知書を発行します。
7	認定(許可)通知書交付	申請人に、認定書を交付します。
8	受理	

※地区計画等区域内の斜線制限の例外許可